

年	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2040)
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2040)
本事業		▼事業契約														事業終了▼
施設整備 【防災棟】 【既存棟（改修）】																
維持管理・運営 【防災棟】																
維持管理・運営 【既存棟】																
その他（国が行う業務）																

※1 【防災棟】

■維持管理業務

- (a) 定期点検等及び保守業務
- (b) 運転・監視及び日常点検・保守業務
- (c) 執務環境測定業務
- (d) 清掃・植栽管理業務
- (e) 修繕業務
- (f) 入退館管理設備設置・保守管理等業務

■運営業務

- (a) 警備業務
- (b) 庁舎運用業務
- (c) 共用部備品の調達・管理業務

※2 【既存棟】

■維持管理業務

- (a) 定期点検等及び保守業務のうち電気関係、防災設備関係等のみ
- (b) 運転・監視及び日常点検・保守業務のうち電気関係、防災設備関係等のみ
- (c) 執務環境測定業務のうち照度測定のみ
- (d) 修繕業務

■運営業務

- (a) 警備業務
- (b) 庁舎運用業務

添付資料2-1-2 事業対象区分表

・業務要求水準書本文のほか、【添付資料4-9】「主要諸室の性能特記事項」、【添付資料4-17】「附帯設備等に係る要求水準」、【添付資料4-18】「構内交換機要件」の記載と併せて確認のこと。  
 ・この表に表現されているのは防災棟の新築部分であり、改修については別資料（参考資料4-20）を参照すること。

凡例

●：各々の事業区分において該当する範囲を示す。  
 ただし、電源を要する建築物の部分又は特殊設備等の専用盤の1次側電源に係る配線及び配管に係る範囲はPFI事業内とし、専用盤以降2次側電源に係る配線、配管及び配線器具はPFI事業外とする。

入居官署	No.	建築物の部分又は特殊設備等	PFI事業内	PFI事業外	
共通	1	設計業務	●		
		建設業務、工事監理業務 ※ヘリポート基礎（柱脚）及びその周囲の防水、ヘリポート設備に関する空配管・ハト小屋は庁舎本体工事の区分とし、その他をヘリポート工事の区分とする。	●		
	2	配管、雷保護設備	●		
		上記以外		●	
	3	LAN 配管	●		
		上記以外		●	
	4	監視カメラ（共用部）	●		
	5	配管・ボックス	●		
		上記以外	●※		
	6	配管・ボックス	●		
		上記以外	●※		
	7	配管・ボックス	●		
		上記以外	●※		
中国総合通信局	1	電波監視用施設			
		アンテナ		●	
		監視室までの空配管	●		
		監視用空中線		●	
		線状空中線		●	
		連絡用無線局の空中線		●	
		追加ケーブル接続用端子盤		●	
		空中線用切替盤		●	
		空中線用共用装置		●	
	2	省内LAN、サーバー	空配管	●	
		上記以外		●	
	3	電算システム（総合無線局監視システム（PARTNER）、電波監視システム（DEURAS）、総務省LAN）		●	
	4	電波の受信装置、電波の測定装置、遠隔電波監視施設の制御装置		●	
5	測定器の校正装置		●		
6	短波監視装置		●		
7	電話交換機、電話機	●			
8	カウンター		●		
9	壁面収納		●		
10	天吊モニター	架台	●		
	本体			●	
11	机、椅子、専用ドローリー		●		
12	プロジェクター	架台	●		
	本体			●	
13	スクリーン	スクリーンボックス	●		
	本体			●	

入居官署	No.	建築物の部分又は特殊設備等	PFI事業内	PFI事業外	
	14	モニター	●		
		架台		●	
	15	スピーカー	●		
		架台		●	
	16	マイク		●	
	17	耐震ラック		●	
	18	ロッカー		●	
	19	棚		●	
20	監視カメラ（専用部）	配管・ボックス	●		
		上記以外		●	
21	鍵管理設備（専用部）	配管・ボックス	●		
		上記以外		●	
中国四国厚生局健康福祉部等	1	電算システム		●	
	2	鍵付きの扉（カウンターと執務室の間）		●	
	3	電話交換機、電話機	●		
	4	移動式保管庫		●	
	5	ロッカー		●	
	6	カウンター		●	
広島労働局職業安定部	1	電算システム		●	
	2	電話交換機、電話機		●	
	3	ロッカー		●	
	4	プロジェクター	架台	●	
			本体		●
	5	スクリーン	スクリーンボックス	●	
			本体		●
	6	スピーカー		●	
	7	マイク		●	
	8	官署内放送設備	●		
9	CDプレーヤー		●		
10	鍵管理設備（専用部）	配管・ボックス	●		
		上記以外		●	
中国地方整備局統括防災官室等	1	無停電電源装置（蓄電池含む）		●	
	2	光ケーブル引き込み用管路	空配管	●	
			上記以外		●
	3	各種サーバー等の移設、無停電電源装置の移設		●	
	4	電算システム移設		●	
	5	電話交換機、電話機		●	
	6	無停電電源装置からの配線、専用分電盤		●	
	7	電算室からのLANケーブル等、通信ケーブルの配線		●	
	8	インターネット回線の外部から引き込み		●	
	9	サーバー等用分電盤及びコンセント		●	
	10	パーティション		●	
	11	壁面収納		●	
	12	モニター	架台	●	
			本体		●
	13	カウンター		●	
	14	更衣ロッカー		●	
	15	移動式書類保管庫		●	
16	書類保管庫		●		
17	プロジェクター	架台	●		
		本体		●	

入居官署	No.	建築物の部分又は特殊設備等	PFI事業内	PFI事業外	
	18	スクリーン	●		
		スクリーンボックス 本体		●	
	19	スピーカー		●	
	20	マイク		●	
	21	スチール製収納棚		●	
	22	官署内放送設備	●		
	23	監視カメラ（専用部）	配管・ボックス	●	
			上記以外		●
	24	防犯設備（専用部）	配管・ボックス	●	
			上記以外		●
25	鍵管理設備（専用部）	配管・ボックス	●		
		上記以外		●	
広島東税務署	1	電話交換機、電話機		●	
	2	壁面収納	● (スライド式)	● (両開き書庫)	
	3	ロッカー		●	
	4	スクリーン	スクリーンボックス	●	
			本体		●
	5	監視カメラ（専用部）	配管・ボックス	●	
			上記以外		●
6	鍵管理設備（専用部）	配管・ボックス	●		
		上記以外		●	

※維持管理・運営業務として実施

維持管理・運營業務事業対象区分表

5章1節2. (1)本施設の維持管理業務	防災棟		既存棟		備考
	共用部	専用部	共用部	専用部	
<b>a. 業務内容</b>					
(a) 定期点検及び保守業務		○	○ (改修範囲)	-	既存棟共用部:施設整備業務における改修範囲における定期点検及び保守業務 既存棟共用部・専用部:電気関係・防災関係等(※1)を対象とした定期点検及び保守業務
(b) 運転・監視及び日常点検・保守業務		○	○ (電気関係・防災関係等)		既存棟共用部・専用部:電気関係・防災関係等(※1)を対象とした運転・監視及び日常点検・保守業務
(c) 執務環境測定業務		○	○(照度測定のみ)		既存棟共用部・専用部:執務環境測定業務のうち照度測定のみ実施
(d) 清掃・植栽管理業務		○		×	-
(e) 修繕業務		○	○ (改修範囲)	-	既存棟共用部:施設整備業務における改修範囲における修繕業務
(f) 入退館管理設備設置・保守管理業務	○	-	○(入退館管理設備の運転監視のみ)	-	既存棟共用部:入退館管理設備の運転監視のみ
<b>c. 本業務に含まれていない業務</b>					
(a) 入居官署が独自に実施する特殊設備等		×		×	
(b) 本事業で排出される防災棟、既存棟の事業系一般廃棄物、産業廃棄物の運搬、処理業者との契約		×		×	
(c) 緊急時の実際の使用により消費された本施設の共用自家発電装置の燃料の燃料地下タンクへの補給	×	×	×	×	
上記のうち、定期的な点検及び維持すべき状態を確保するために必要な保守に係るもの	○	×	○	×	

5章1節2. (2)本施設の運營業務	防災棟		既存棟		備考
	共用部	専用部	共用部	専用部	
<b>a. 業務内容(a)庁舎運用等業務</b>					
a. 警備業務		○		○	駐車場ゲートの設置、守衛室(鉄骨造平屋建2.25㎡ 基礎とも)の撤去、通行上支障が無い状態への復旧を含む
b. 庁舎運用業務		○		○	
c. 防災棟共用部の備品調達・管理業務	○	×	×	×	
<b>c. 本業務に含まれていない業務</b>					
(a) 防災棟庁舎への入居官署の引越業務		×		×	
(b) 光熱水費の支払業務		×		×	
(c) ガス供給事業者及び電気供給事業者の選定及び手続き		△		△	事業者が自ら光熱水費を負担する事業で、事業者自ら供給事業者を選定する場合
(d) 入居官署専用部備品の調達・管理	-	×	-	×	
(e) NHK受信料の支払い	△	×	△	×	ホールや廊下などの共用部分や事業者が使用する警備室や控室などにNHKが受信できる映像受信設備を設置する場合

5章1節2. (3)その他	防災棟		既存棟		備考
	共用部	専用部	共用部	専用部	
a. 点検、検査、測定、記録、必要書類の作成等	○		○		既存棟共用部・専用部：業務範囲に関連するものに限る

○:本事業の業務範囲とするもの

△:本事業範囲外だが条件により事業者側で負担するもの

×:本事業の業務範囲外とするもの

※1防災関係等

消火設備:消火器具、消火栓(屋内、屋外)スプリンクラー、水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末、動力消防ポンプ設備

警報設備:自火報、ガス漏れ、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火報、非常警報

避難設備:避難器具(すべり台、はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他)、誘導灯、誘導標識

消火活動上必要な施設:排煙、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント、無線通信補助

非常電源、配線等:非常電源専用受電設備、蓄電池、自家発、燃料電池、配線、総合操作盤

維持管理・運営業務事業対象区分表（細目）

維持管理・運営の業務範囲は要求水準書によるものとし、詳細な項目について本表にて補足する。

内容		区分表				
		防災棟		既存棟範囲		
		事業者	国	事業者	国	
防火防災訓練及びその他施設管理運営上必要な事業	防災管理対応(施設管理に限る)	○		○		
電気(防災設備含む)維持管理	専用部・共用部のブレーカ落対応	○		○		
	EPS等電気・防災設備管理領域の鍵の管理	○		○		
	電気室・中央監視室の整理整頓、既存設計図書の管理	○		○		
	防災管理点検	○		○		
	消防設備点検(消防法)及び防災設備点検(建築基準法及び官公法)	○		○		
	開・閉庁日の電気検査確認(官署調達工事の電気主任技術者(代務者)による確認及び指示)	○		○		
	A重油の管理	○		○		
停電調整事務(主に閉庁日)	低圧幹線絶縁抵抗測定時	○		○		
	受変電設備等保護継電器動作特性試験時	○		○		
	その他の合庁内工事調達時の停電対応調整事務・処置	○		○		
機器点検及び補修	管球類の取替(部材支給)	○		○		
	配線器具の修理、取替(部材支給)	○		○		
	器具バッテリーの取り替え(部材支給)	○		○		
	停電時に併せて実施する盤等の劣化部品の交換(部材支給)	○		○		
	電力量計の取替(部材支給)	○		○		
	盤の遮断機の取替(部材支給)	○		○		
	非常用予備発電機燃料地下タンクの漏洩点検及び在庫管理等	○		○		
	非常用予備発電機燃料地下タンク及び埋設配管気密漏洩検査(法定)及び報告(消防法)	○		○		
	上記の清掃及び清掃業務に伴い廃油が生じた場合の積み込み	○		○		
	維持管理に伴う既存棟施設内の産廃処理(上記を含む)				○	
	地下埋設タンク 蓋パッキン取替	○		○		
	真空遮断器精密点検	○		○		
	電力使用量自動検針設備にかかる機器故障時の代替品手当と緊急修理(部材支給)	○		○		
	電力使用量自動検針設備の軽微なシステム変更	○		○		
	負荷制御設備にかかる機器故障時の代替品手当と緊急修理(部材支給)	○		○		
	電子交換機の消耗品(CF(フラッシュカード)、冷却ファン、プリンタートナーカートリッジ、その他同程度のもの)	○		○		
	電気時計の調整・軽易な配線器具による簡易補修	○		○		
	電気時計の修理 (①各制御盤の回線ユニットの取替、②子時計のコイルの取替、③配電盤の入線替)	○			○	
	消防用設備等(異常時の復旧処置に伴う軽易な配線器具)	○		○		
	連結送水管及び屋内消火栓設備のホースの耐圧試験	○		○		
	内部及び機能点検対象消火器にかかる噴射試験を行った消火器の薬剤の詰替え	○		○		
	消火器の設置	○			○	
	消火器の更新(10年経過後目安)	○			○	
	消防用ホースの更新(20年経過後目安)				○	
	装備・備品	作業員の被服	○		○	
		寝具	○		○	△ ※1
		常駐作業員のための保守管理工具	○		○	△ ※1
施設維持管理に必要な備品類(貸与品)		○			△ ※1	
〃(施設修理対応に供するもの)		○		○		
〃(上記以外)		○		○		
機器、計測器校正(貸与品含む)		○		○	※2	
機械警備システムの設置・維持管理・運用・撤去(下記を除く)		○		○		
警備監視カメラシステム、入退館管理システム附带監視カメラの運用(機械警備リース外分)		○		○		
上記の維持管理		○			○	
消耗品	施設に附帯すべき器具等の消耗品類(供与品)	○		○	※1	
	業務報告用の消耗品類	○		○	※1	
	保守管理材料	○		○	※1	
	ゴミ袋	○		○		
光熱水料	警備室・監視室・控室等の庁舎内光熱水料	○		○		
控室	控室の提供	○		○		
廃棄物	既存棟で発生する事業ごみの処理				○	
	防災棟で発生する事業ごみの処理	○				

添付資料2-1-2 事業対象区分表

(補足)

※1 貸出可能な貸与備品類は下記のとおり

事業期間内の国による補充、修理、補給、メンテナンスは実施しない(特記を除く)。但し、不要な場合の処分は国が行う。

備品類	備品類	特記 (国による 調達)	貸与先		
電話機		○		電気	
手動工具、電動工具				電気	
計測器※2				電気	
ポータブル発電機				電気	
カメラ				電気	
脚立、高所用脚立類		○		電気	
台車				電気	
仮設安全対策品(安全バー・カラーコーン)		○	警備	電気	
掃除機、掃除用具(施設維持管理に供するもの)		○		電気	
”(上記以外)				電気	
鍵収納ボックス				電気	
ホワイトボード			警備	電気	
事務机、いす			警備	電気	電話
ラック				電気	
テーブル				電気	
ソファ				電気	
棚、ロッカー(図書・備品・消耗品類整理用)		○	警備	電気	電話
”(上記以外)			警備	電気	電話
キャビネット				電気	
プリンター(業務報告用)			警備		電話
シュレッダー			警備	電気	
空気清浄機				電気	
懐中電灯				電気	
扇風機			警備		
エアコン			警備		電話
ストーブ			警備		
電子レンジ			警備	電気	
ベッド			警備		
布団乾燥機				電気	
安全带				電気	
ゴミ箱				電気	
マイク、マイクスタンド			警備		
長机			警備		
立看板			警備		
車椅子			警備		
空気入れ			警備		
宮縄点検用具(一式)			警備		

国が供与する消耗品類(既存棟範囲)は下記のとおり

消耗品類	備品類	貸与先			
電池(施設・機器用)(事務・報告用を除く)			警備	電気	電話
文房具(施設・機器附帯用)(事務・報告用を除く)			警備	電気	
防虫薬剤(施設用)			警備		
アルコール/消毒液(施設・機器用)			警備		
修理部材(配管・配線・開閉器、電設部品)(上記1.表に記載の定期点検用消耗品を除く)				電気	
照明器具単体本体				電気	
照明器具部品(ランプ、バッテリー)				電気	
国旗類(警備)			警備		

※2 校正機器(既存棟貸出可能備品)

機器類	数量	貸与先
・酸素濃度計	1個	電気
・デジタルマルチメーター(形名73303)	2個	電気
・デジタルクランプメーター(形名2431)	1個	電気
・クランプリーカー(形名MCL-800D)	2個	電気
・クランプリーカー(形名MCL-1100D)	1個	電気
・キューリークログャー(形名5001)	1個	電気
・デジタル絶縁抵抗計(形名KEW3023A)	2個	電気
・デジタルレベルチェッカー	1個	電話

国が貸与・貸し出した装備・備品類や国が供与する消耗品類については、適切に管理すること。なお、紛失、破損など生じた場合は速やかに国に報告を行い、国の指示に従い対応する事

添付資料 2-2 各入居官署の入居予定職員数及び現員数

1. 各入居官署の入居予定職員数

入居官署	職員数	運転手 庁務員	電話交換手	非常勤職員	全職員数	女性(内数)
中国総合通信局	99名	運転手 1名	—	11名	111名	22名
中国四国厚生局 健康福祉部等	54名	—	—	7名	61名	19名
広島労働局 職業安定部	48名	—	—	77名	125名	68名
中国地方整備局 統括防災官室等	53名	—	—	16名	69名	6名
広島東税務署	171名	庁務員 1名	—	19名 (相談員等 62名)	191名	56名
合 計	430名	2名	—	138名	570名	165名

※上記の職員数は令和5年4月1日現在の組織定員数である。

※中国総合通信局、中国四国厚生局健康福祉部等及び中国地方整備局の非常勤職員の勤務日数・勤務時間は、入居官署職員と同等である。

※広島労働局職業安定部の非常勤職員の勤務日数・勤務時間は、非常勤職員は、原則月20日勤務、1日6.5時間勤務（拘束時間7.5時間）となっている。

※広島東税務署の非常勤職員の勤務日数・勤務時間は、1日5.5時間、月16日勤務が基本である。

2. 入居官署の現入居施設・入居現員数

官 署 名	現入居施設	職員数
中国総合通信局	広島市中区東白島町19-36	(常勤) 107名、(非常勤) 4名
中国四国厚生局 健康福祉部等	広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル2階	(常勤) 47名、(非常勤) 7名
広島労働局 職業安定部	広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル	(常勤) 54名、(非常勤) 132名
中国地方整備局 統括防災官室等	広島市中区八丁堀2-26 八丁堀庁舎 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	(常勤) 50名、(非常勤) 16名
広島東税務署	広島市中区上八丁堀3-19	(常勤) 171名、(非常勤) 20名

※上記の職員数は令和5年4月1日現在の現員数である。

## 添付資料 2 - 3 各入居官署の勤務時間

### 各入居官署の勤務時間

入居官署	早番	通常	遅番	昼休み
中国総合通信局	なし	8:30～17:15	なし	12:00～13:00
中国四国厚生局 健康福祉部等	なし	8:30～17:15	9:15～18:00	12:00～13:00
広島労働局 職業安定部	なし	8:30～17:15	なし	12:00～13:00
中国地方整備局 統括防災官室等	8:30～17:15 8:30～21:15	9:15～18:00	20:00～9:00	12:00～13:00
広島東税務署	なし	8:30～17:00	9:00～17:30	12:15～13:00

※1 いずれの入居官署も、災害発生後の応急対策活動業務のための夜間・休日勤務が発生する可能性がある。

## 添付資料 2 - 4 現状の来庁者数及び来庁車両台数

### 1. 現状の来庁者数及び滞在時間（入居官署）

入居官署	来庁者数 (平均)	来庁者数 (最大)	平均滞在時間	最大の時間帯	最大の時期
中国総合通信局	20名/日	50名/日	30分程度	13時～15時	3月～4月頃
中国四国厚生局 健康福祉部等	10名/日	15名/日	10分程度	9時～16時	4月頃
広島労働局 職業安定部	20名/日	50名/日	30分程度	10時～16時	6月頃
中国地方整備局 統括防災官室等	2名/日	30名/日	30分程度	10時～18時	1月～2月頃
広島東税務署	90名/日	500名/日	30分程度	8時半～12時	3月頃
合 計	142名/日	645名/日	—	—	—

### 2. 現状の車両台数、自転車台数、バイク台数（入居官署）

入居官署	自動車			自転車			バイク		
	官用車	来庁車 (平均)	来庁車 (最大)	官用車	職員 通勤用	来庁車	官用車	職員 通勤用	来庁車
中国総合通信局	8台	5台/日	10台/日	5台	30台	—	—	10台	—
中国四国厚生局 健康福祉部等	—	—	—	1台	8台	—	—	—	—
広島労働局 職業安定部	3台	—	—	2台	13台	—	—	2台	—
中国地方整備局 統括防災官室等	1台	1台/日	5台/日	—	5台	10台	—	2台	2台
広島東税務署	29台	90台/日	160台/日	12台	50台 (※1)	20台	1台	10台	10台
合 計	41台	96台/日	175台/日	20台	107台 (※2)	30台	1台	24台	12台

※1：確定申告期は80台

※2：確定申告期は137台

### 3. 現状の来庁者数（広島合同庁舎全体）

	来庁者数（名/日）				
	平均		最大		
	人数	滞在時間	人数	時間帯	時期
広島合同庁舎 全体	1,400名/日	30分～1時間 程度	1,600名/日	10:00～16:00	3～4月

添付資料 2 - 4 現状の来庁者数及び来庁車両台数

4. 現状の来庁車両台数（広島合同庁舎全体）

	来庁者車両台数（台／日）				
	平均		最大		
	台数	滞在時間	台数	時間帯	時期
広島合同庁舎全体	700～800台／日	30分～1時間程度	900台／日	10:00～16:00	3～4月

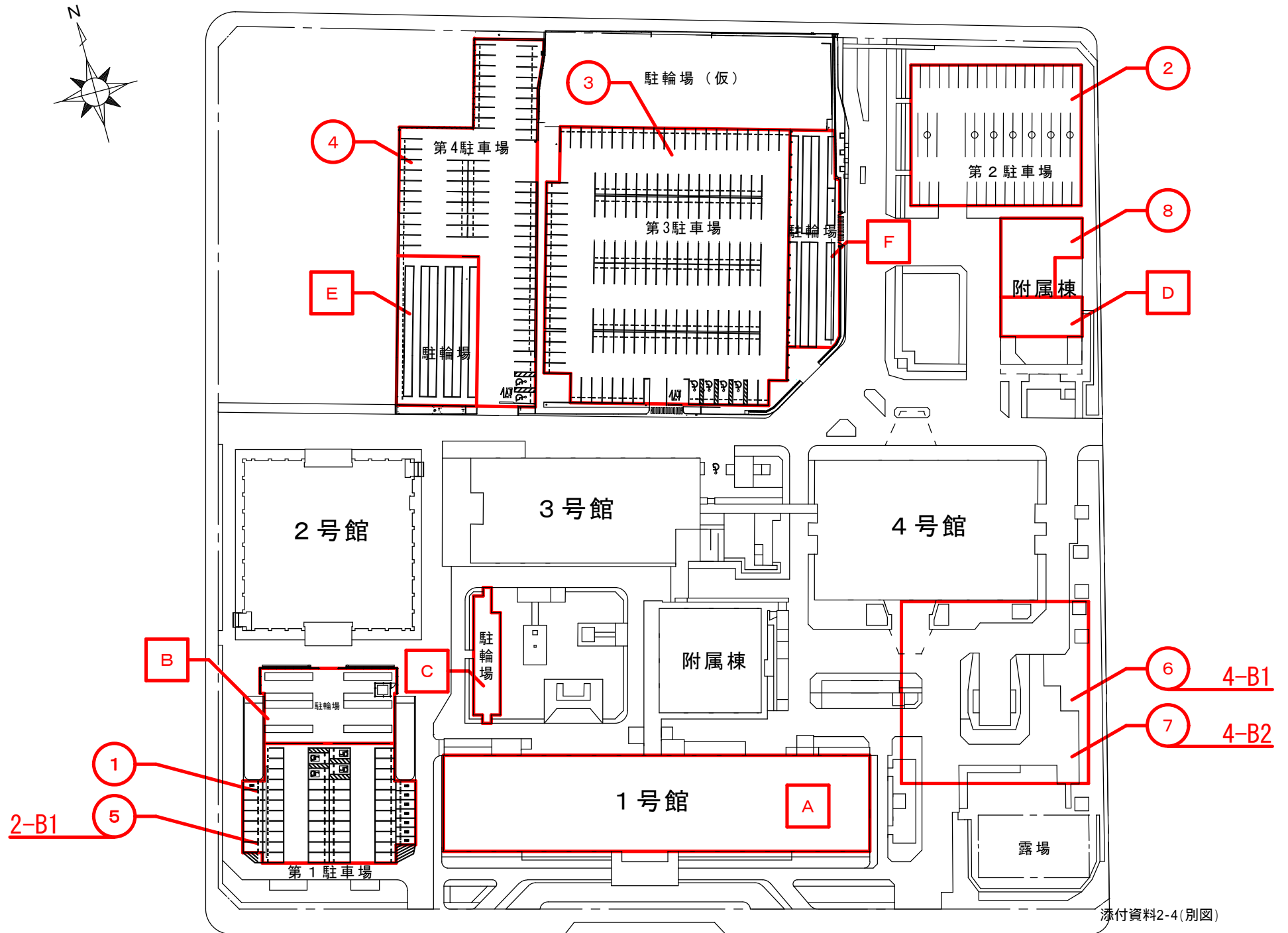
5. 現状の本敷地駐車台数 ※①～⑧の位置は別図による

		公用	来庁	思いやり	合計
①	第1駐車場	52台		4台	56台
②	第2駐車場		63台		63台
③	第3駐車場		145台	4台	149台
④	第4駐車場		60台	2台	62台
⑤	2号館地下1階	35台			35台
⑥	4号館地下1階	44台			44台
⑦	4号館地下2階	59台			59台
⑧	4号館附属棟1階	11台			11台
	合計	201台	268台	10台	479台

6. 現状の本敷地駐輪台数 ※A～Fの位置は別図による

		公用	職員	職員/来庁	来庁	合計
A	1号館地下1階	50台	63台			113台
B	2号館南側			175台		175台
C	慰霊碑横				90台	90台
D	4号館附属棟1階			79台		79台
E	第4駐車場南側			405台		405台
F	第3駐車場東側			376台		376台
	合計	50台	63台	1035台	90台	1238台

※ラック無し 幅500mmあたり1台として換算



添付資料 2 - 5 共用会議室の利用状況

1. 共用会議室の利用状況

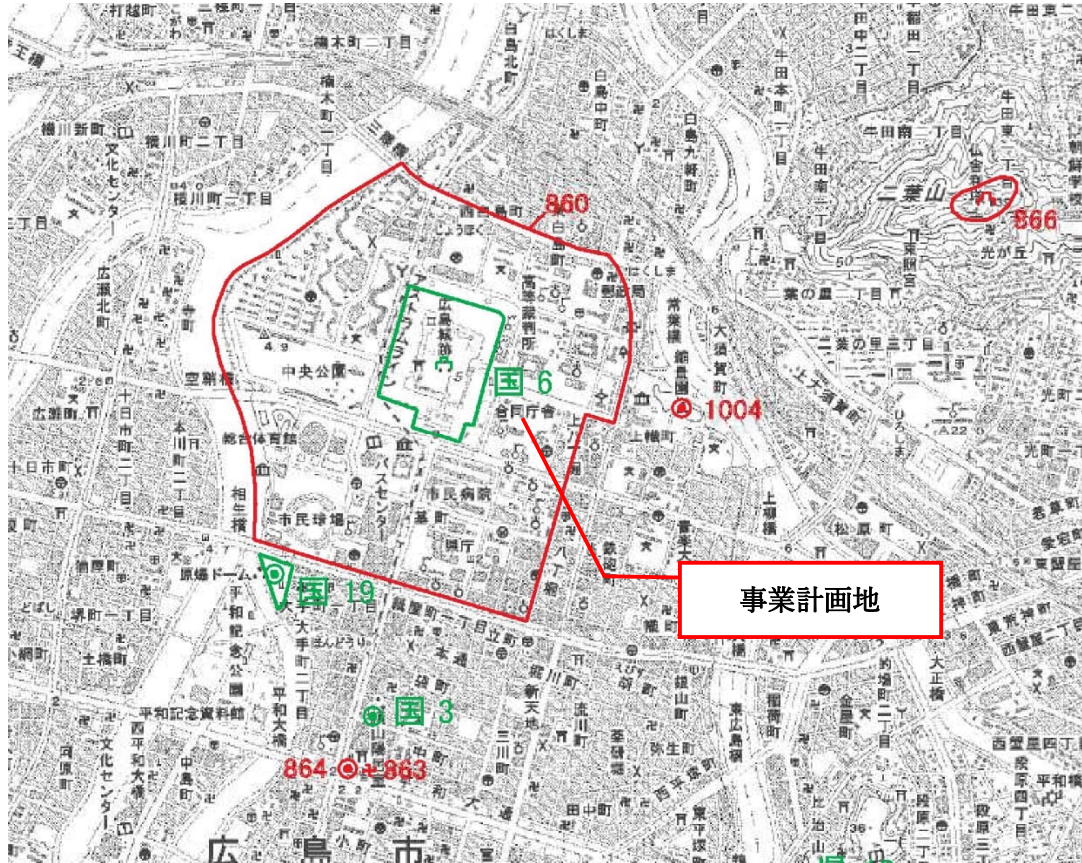
動線計画、共用会議室の配置計画等に際して、下表に示す現状の会議室の利用状況を参照すること。

官署名	会議等の名称	人数	時間	頻度
中国総合通信局	幹部会	30名	1時間	50回/年
	制度説明会	50名	2時間	10回/年
	研修会・勉強会	30名	2時間	5回/年
	講演会・セミナー	50名	2時間	5回/年
	業務打合せ	10名	1時間	100回/年
中国四国厚生局 健康福祉部等	審議会（協議）	6名	1時間	48回/年
	各会議（管内自治体等参集会議、定例会議、協議会等）	10～30名	1～3時間	11回/年
	各研修会（実務研修会、勉強会等）	30～60名	3～4時間	3回/年
広島労働局 職業安定部	署所長会議	60名	3時間	1回/年
	協議会、委員会、連絡会議	40名	2～7時間	15回/年
	講習・セミナー	40名	2～7時間	17回/年
	職員研修	40名	7時間	7回/年
	労働局ブロック会議	40名	7時間	1回/年
中国地方整備局 統括防災官室等	大規模災害における共用会議室の優先使用	50名	24時間 × 長期間	不定期 (大規模災害発生時)
	要望会	20名	1時間	50回/年
	管内事務所長会議	80名	2時間	3回/年
	管内副所長会議	40名	2時間	2回/年
	行政実務検討会	50名	5時間	1回/年
	事務所課長等会議	40名	7時間	2回/年
	事務所ヒアリング	15名	7時間	10回/年
	業界意見交換会	15名	3時間	1回/年
広島東税務署	各種研修・会議	60名	1～7時間	12回/年
	各種説明会	60名	1～7時間	6回/年
	署長訓示等	100名	0.5時間	2回/年
	署務審等	15名	1～2時間	4回/年
	表彰式等	60名	1～2時間	4回/年

※上記の会議は、共用会議室の利用を確約するものではない。

対象敷地は広島城の中堀付近に位置しており、協議結果次第で発掘調査が必要な埋蔵文化財包蔵地エリアとなっている。

■ 広島県遺跡地図



国6	広島城跡	中区基町	毛利輝元が天正17(1589)年に築城を始め天正19(1591)年に入城,その後、福島氏・浅野氏の居城として使用された城。(遺跡番号860)
----	------	------	--

出典：広島県教育委員会ホームページ

(1) 事業計画敷地における過去の埋蔵文化財発掘調査範囲について

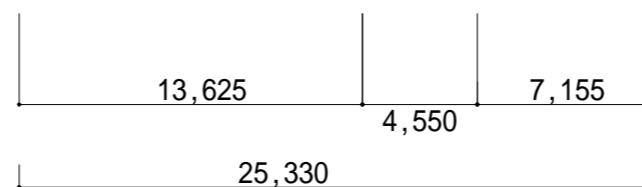
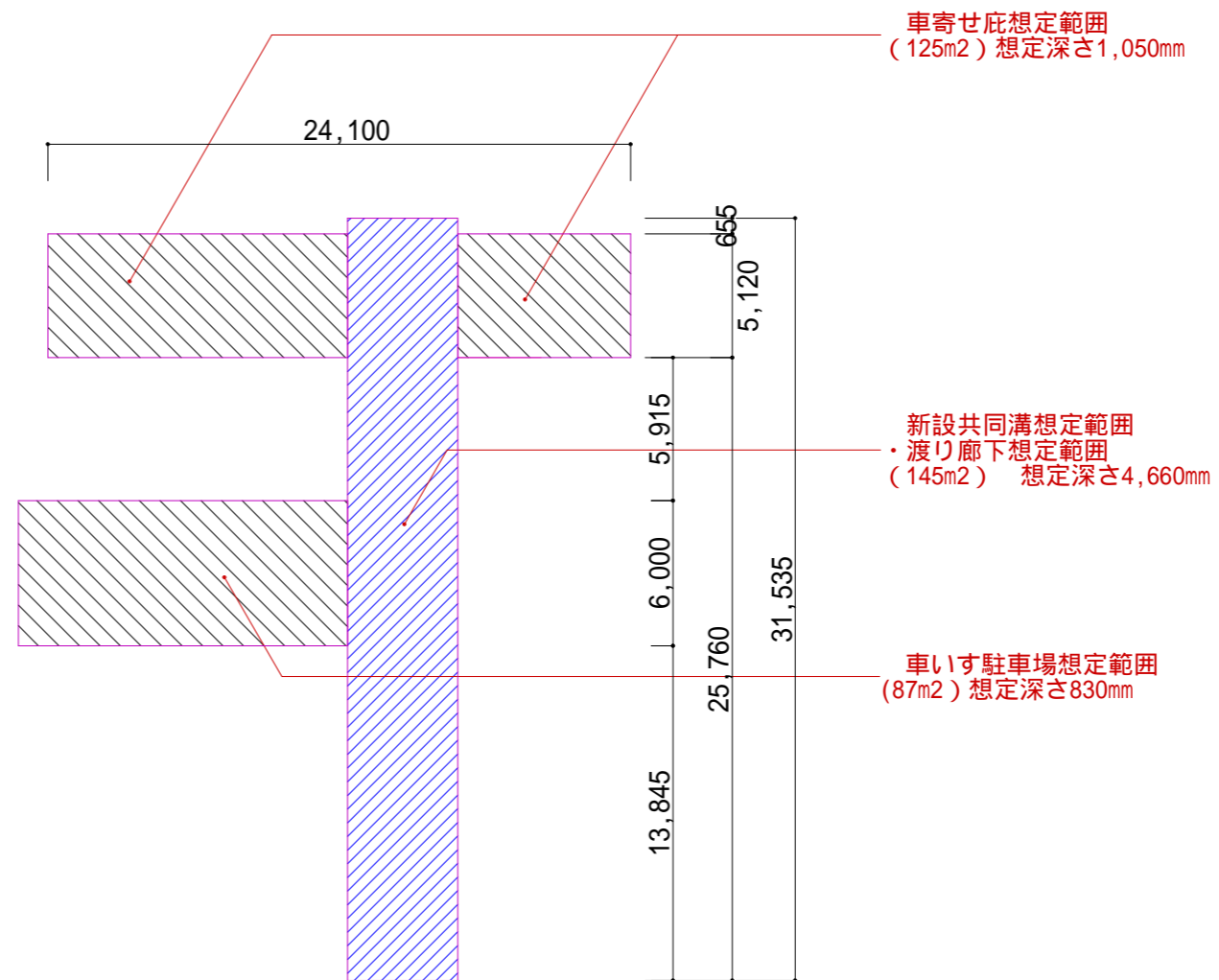
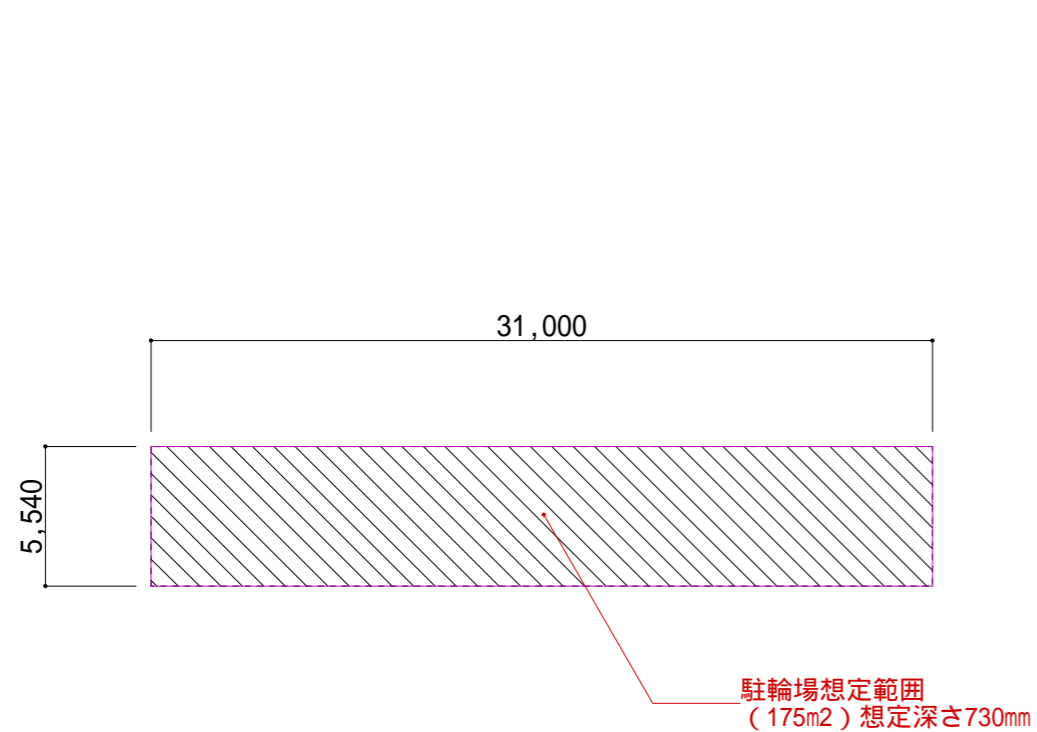
本事業計画敷地では、2010年に5号館建設を行うため、別紙の範囲については埋蔵文化財発掘調査を行っている。また、2020年に4号館自家発電気設置工事の際、広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（広島市教育委員会）の立会調査が行われた。

(2) 埋蔵文化財発掘調査範囲の協議状況

2023年8月現在、「別紙 埋蔵文化財の調査範囲」に示す「防災棟工事の掘削想定範囲」の、埋蔵文化財発掘調査の要否について広島市市民局文化スポーツ部文化振興課（広島市教育委員会）と協議を行った。

<防災棟工事の掘削想定範囲について>

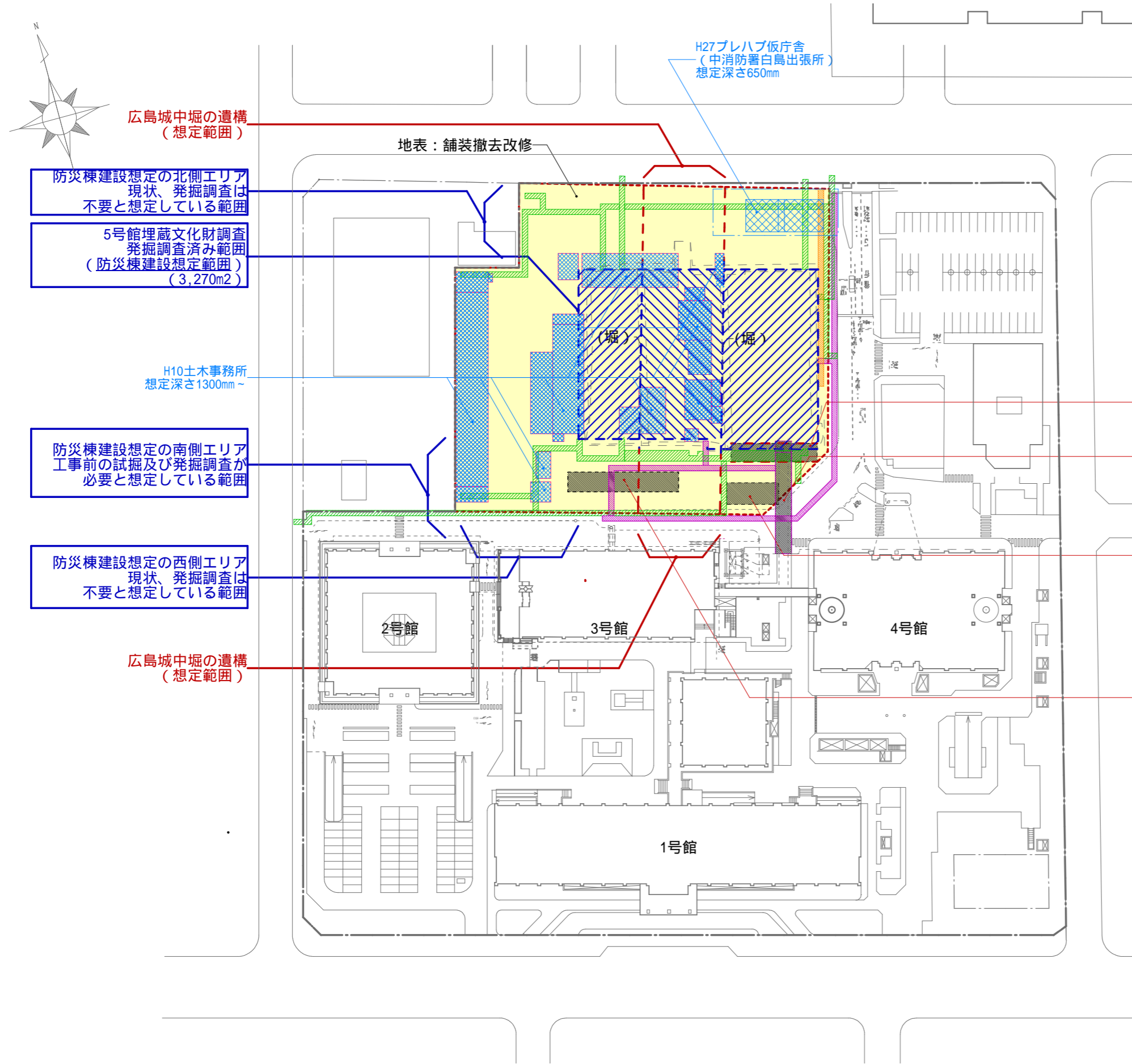
- 工事で掘削を行う場合は計画について協議を行うこととする。
- 建設予定部分の北側、西側について、現状は埋蔵文化財発掘調査を想定していないが、協議により必要となった場合は対応すること。
- 工事の掘削幅が狭小である場合は、埋蔵文化財発掘調査対象外とする場合もある。
- 建設予定部分の南側は新設共同溝・渡り廊下等の広範囲の掘削計画があることと、過去の埋蔵文化財試掘結果で「堀」が出土していることから、埋蔵文化財発掘調査が必要となる場合があると考えられる。
- 少しでも掘削する場合は協議すること。
- 過去に埋蔵文化財発掘調査済みの範囲については、施工の制約を受けない。
- 文化財保護法第94条第1項の通知は、前回5号館の通知内容（立会）に変更が無ければ不要。提出も可。



想定深さ730 ~ 1050mm  
約355m<sup>2</sup> 重複を除く合計面積  
発掘調査は、近現代の層1面を見込む

想定深さ4660mm  
約145m<sup>2</sup> 重複を除く合計面積  
発掘調査は、近現代の層、江戸時代の層の2面を見込む

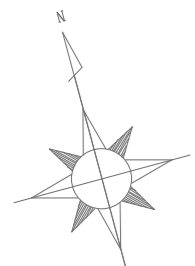
埋蔵文化財調査範囲 (拡大図)



<p>凡例</p> <p>(面積) : 掘削表面積を記載</p>
<p>【過去建物設置範囲】</p> <p>■ H10土木事務所範囲</p> <p>■ H27プレハブ仮庁舎範囲</p>
<p>【過去発掘調査済み範囲】</p> <p>■ H21発掘調査済み範囲</p> <p>この部分に防災棟建設を想定</p> <p>■ (遺構) 広島城中堀出土範囲</p> <p>--- (遺構) 広島城中堀想定範囲</p>
<p>【防災棟工事 想定掘削範囲】</p> <p>■ 掘削範囲 : 埋蔵文化財調査範囲</p> <p>■ 通信設備ルート</p> <p>■ 機械設備(給排水・ガス)ルート</p> <p>■ 電気設備ルート</p> <p>防災棟工事の想定掘削範囲</p> <p>本事業で掘削の発生が考えられる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災棟建設範囲</li> <li>・新設共同溝</li> <li>・渡り廊下(地上)基礎等</li> <li>・設備配管(高圧、構内交換、排水、ガスなど)</li> <li>・付属舎(駐輪場)基礎</li> </ul> <p>場所・深さ・状況・過去の調査により発掘調査か、立会調査か、慎重工事となる。</p> <p>設備ルートは公告時点での想定</p> <p>渡り廊下位置は公告時点での想定</p>

配置図 A3:1/1200

添付資料2 - 6別紙 埋蔵文化財の調査範囲  
埋蔵文化財発掘調査範囲協議の為の想定であり、  
実際の計画を決定づけるものではない。



広島城中堀の遺構  
(想定範囲)

地表：舗装撤去改修

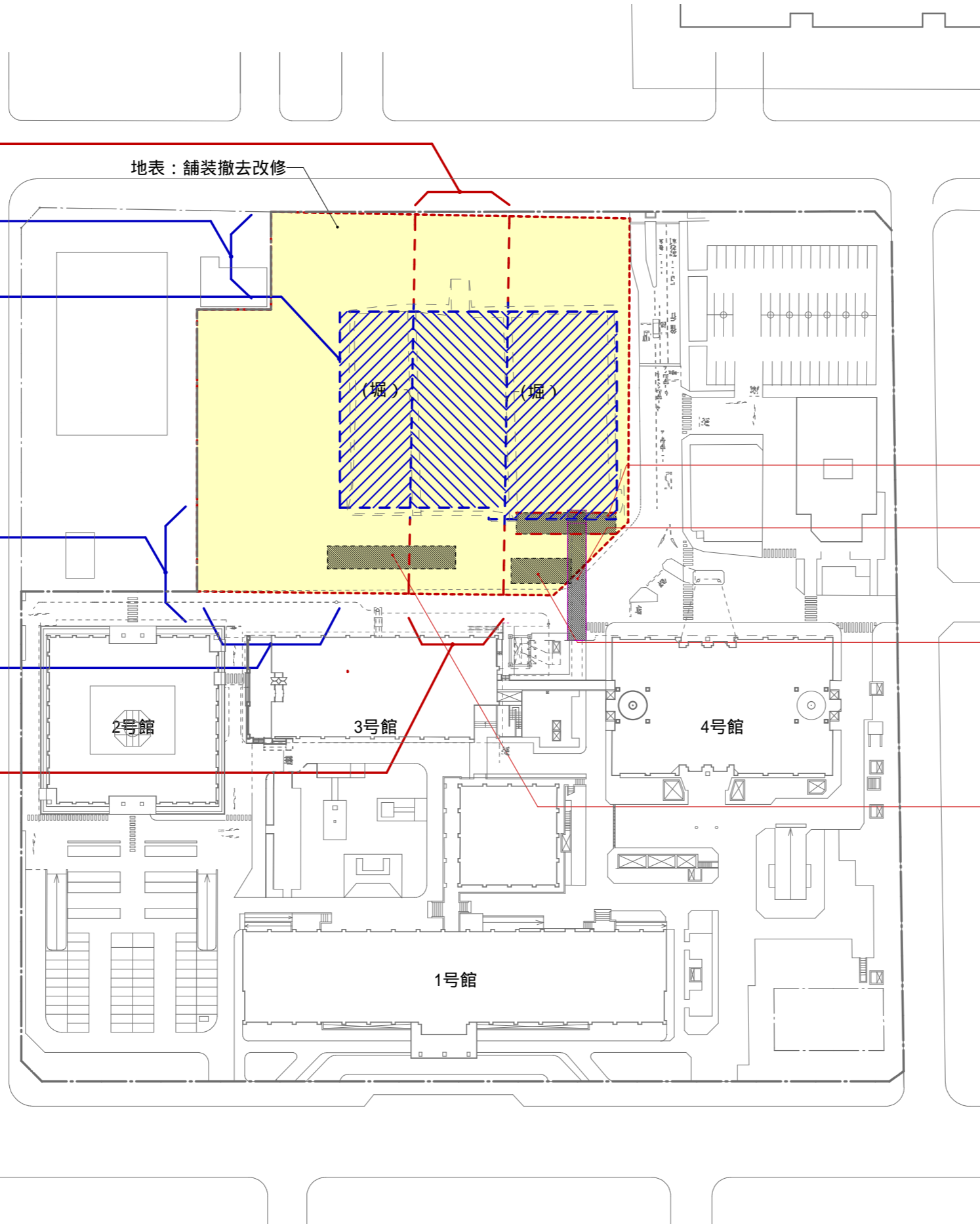
防災棟建設想定  
の北側エリア  
現状、発掘調査は  
不要と想定している範囲

5号館埋蔵文化財調査  
発掘調査済み範囲  
(防災棟建設想定範囲)  
(3,270m<sup>2</sup>)

防災棟建設想定  
の南側エリア  
工事前の試掘及び発掘調査が  
必要と想定している範囲

防災棟建設想定  
の西側エリア  
現状、発掘調査は  
不要と想定している範囲

広島城中堀の遺構  
(想定範囲)



車寄せ底想定範囲  
(125m<sup>2</sup>) 想定深さ1,050mm

新設共同溝想定範囲  
・渡り廊下想定範囲  
(145m<sup>2</sup>) 想定深さ4,660mm

車いす駐車場想定範囲  
(87m<sup>2</sup>) 想定深さ830mm

駐輪場想定範囲  
(175m<sup>2</sup>) 想定深さ730mm

凡例  
(面積)：掘削表面積を記載

【過去発掘調査済み範囲】

H21発掘調査済み範囲

この部分に防災棟建設を想定

(遺構) 広島城中堀出土範囲

(遺構) 広島城中堀想定範囲

【防災棟工事 想定掘削範囲】

掘削範囲：埋蔵文化財調査範囲

防災棟工事の想定掘削範囲

本事業で掘削の発生が考えられる部分

- ・防災棟建設範囲
- ・新設共同溝
- ・渡り廊下(地上)基礎等
- ・設備配管  
(高圧、構内交換、排水、ガスなど)
- ・付属舎(駐輪場)基礎

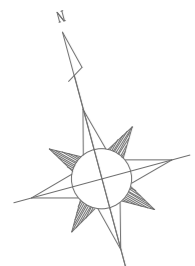
場所・深さ・状況・過去の調査により  
発掘調査か、立会調査か、慎重工事と  
なる。

設備ルートは 公告時点での想定

渡り廊下位置は 公告時点での想定

配置図 A3:1/1200

添付資料2 - 6別紙 埋蔵文化財の調査範囲  
埋蔵文化財発掘調査範囲協議の為の想定であり、  
実際の計画を決定づけるものではない。



広島城中堀の遺構  
(想定範囲)

地表：舗装撤去改修

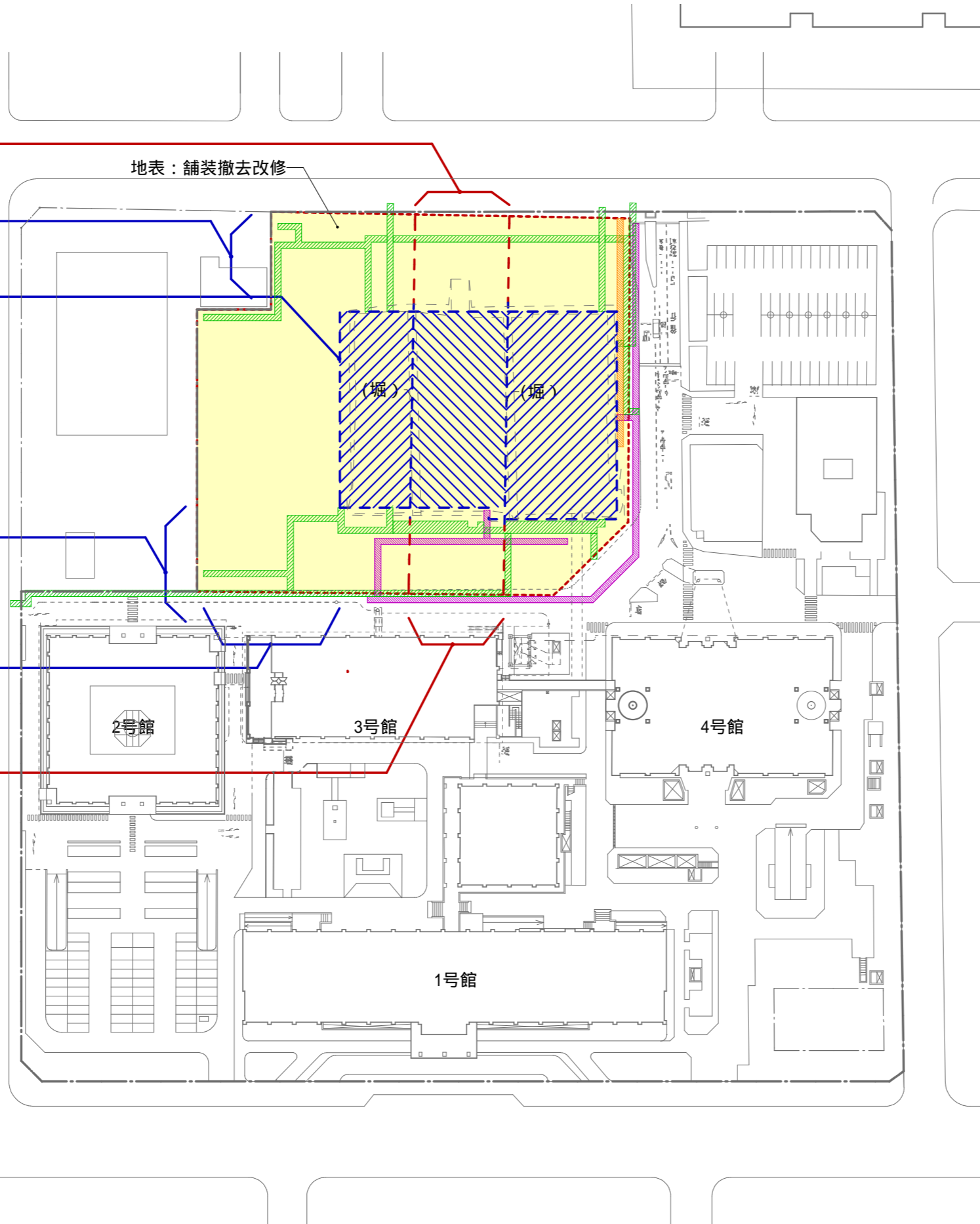
防災棟建設想定  
の北側エリア  
現状、発掘調査は  
不要と想定している範囲

5号館埋蔵文化財調査  
発掘調査済み範囲  
(防災棟建設想定範囲)  
(3,270m<sup>2</sup>)

防災棟建設想定  
の南側エリア  
工事前の試掘及び発掘調査が  
必要と想定している範囲

防災棟建設想定  
の西側エリア  
現状、発掘調査は  
不要と想定している範囲

広島城中堀の遺構  
(想定範囲)



凡例  
(面積)：掘削表面積を記載

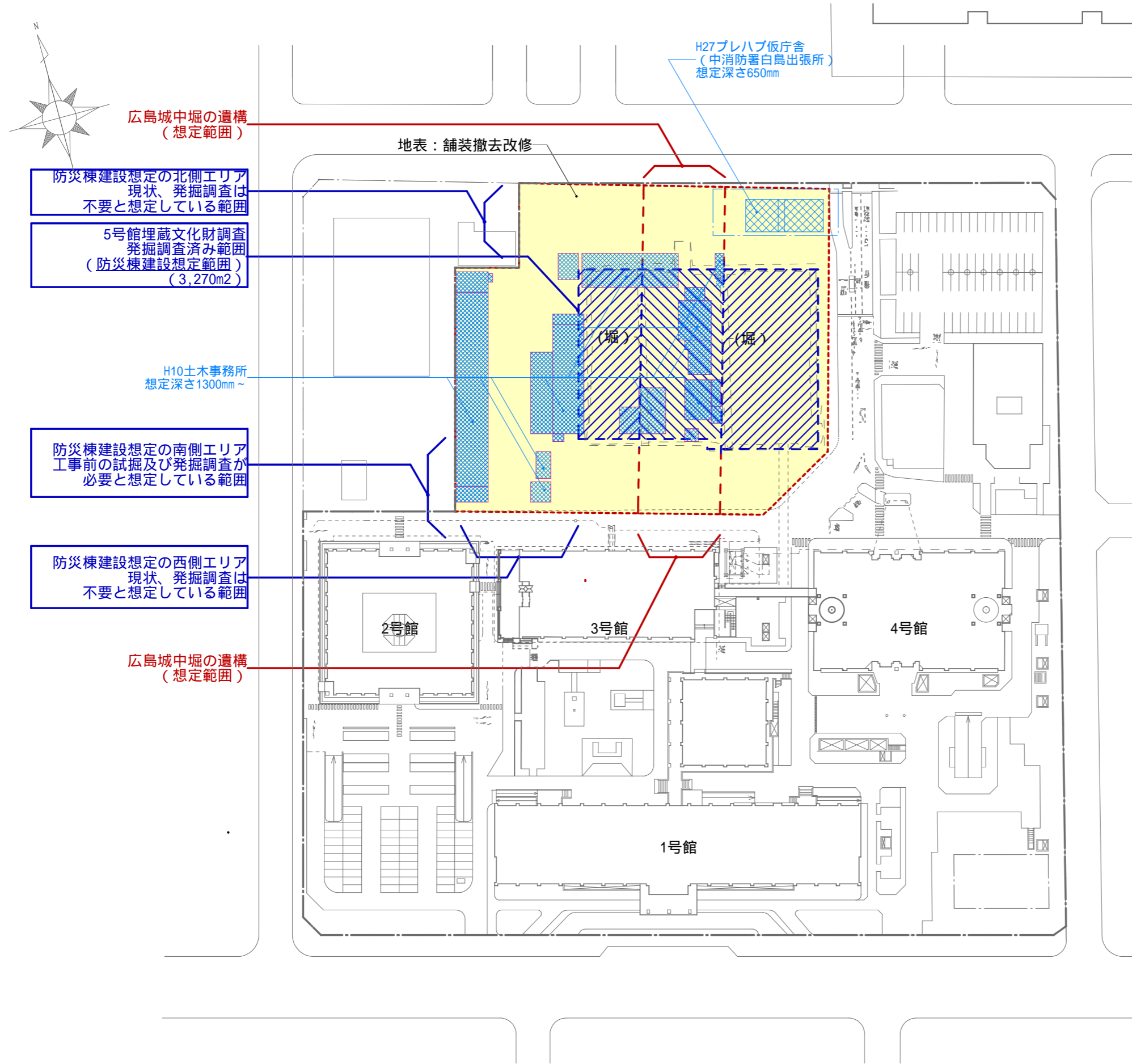
【過去発掘調査済み範囲】  
H21発掘調査済み範囲  
この部分に防災棟建設を想定  
(遺構) 広島城中堀出土範囲  
(遺構) 広島城中堀想定範囲

【防災棟工事 想定掘削範囲】  
通信設備ルート  
機械設備(給排水・ガス)ルート  
電気設備ルート

防災棟工事の想定掘削範囲  
本事業で掘削の発生が考えられる部分  
・防災棟建設範囲  
・新設共同溝  
・渡り廊下(地上)基礎等  
・設備配管  
(高圧、構内交換、排水、ガスなど)  
・付属舎(駐輪場)基礎  
  
場所・深さ・状況・過去の調査により  
発掘調査か、立会調査か、慎重工事と  
なる。  
  
設備ルートは 公告時点での想定  
渡り廊下位置は 公告時点での想定

配置図 A3:1/1200

添付資料2 - 6別紙 埋蔵文化財の調査範囲  
埋蔵文化財発掘調査範囲協議の為の想定であり、  
実際の計画を決定づけるものではない。



凡例 (面積)：掘削表面積を記載
【過去建物設置範囲】 H10土木事務所範囲 H27プレハブ仮庁舎範囲
【過去発掘調査済み範囲】 H21発掘調査済み範囲 この部分に防災棟建設を想定 (遺構) 広島城中堀出土範囲 (遺構) 広島城中堀想定範囲

配置図 A3:1/1200